

富山県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第4条第1項第9号に規定する福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「事業者」という。）の指定に関し、政令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容（平成18年厚生労働省告示第269号。以下「告示」という。）及び「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老振発第0331011号。以下「通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の要件)

第2条 政令第4条第2項第1号の講習を適正に実施する能力があると認められることとは、別紙1の要件を満たすものであることとする。

(指定の申請)

第3条 事業者の指定を受けようとする者は、初回の講習の募集を開始する3月前までに、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定申請書（様式第1号）に、初回の講習に係る次に掲げる事項を記載した書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画表及び各講習ごとの時間割表
- (2) 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）
- (3) 事業所（講習を行う教室）の平面図及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書
- (4) 事業者の前年度の決算書
- (5) 事業者の概要及び資産状況
- (6) 受講料等の設定方法及び改定方法
- (7) 募集案内等受講希望者に提示する書類

(指定事業者の指定)

第4条 知事は、前条の申請があったときは、指定の可否を決定し、申請者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 前項に定める指定の有効期間は指定の日から3年間とし、最初の指定については、指定日の次の4月1日から3年間とする。

(事業計画等の提出)

第5条 事業者は、毎年度（指定の日の属する年度を除く）、事業計画書（様式第2号）に関係書類を添えて、その年度における初回の講習の募集を開始する1月前までに知事に提出しなければならない。

- 2 事業者は、当該年度の講習が終了したときは、事業報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、事業年度終了後2月以内に知事に提出しなければならない。

(指定の更新)

第6条 事業者が、第4条第2項に定める期間を満了した後も継続して指定を受けようとするときは、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定更新申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、当該指定の有効期間が満了する日の2月前までに知事に提出しなければならない。

2 第4条第1項の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(変更又は廃止、休止若しくは再開の届出)

- 第7条 政令第4条第2項第2号に規定する届出は、様式第4号及び様式第5号によるものとする。
- 2 省令第22条の34において準用する第22条の26第1項第1号に規定する事項を変更するときは、福祉用具専門相談員指定講習事業変更届出書に、法人にあつては履歴事項全部証明書を、同項第8号に規定する事項を変更するときは、福祉用具専門相談員指定講習事業変更届出書に変更後の定款を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 省令第22条の34において準用する第22条の26第1項第2号から第5号までに規定する事項を変更するときは、福祉用具専門相談員指定講習事業変更届出書に変更の内容、変更時期及び理由を記載した書類を添えて、講習の募集開始の1月前までに提出しなければならない。

(修了証明書の交付等)

- 第8条 事業者は、講習のすべての課程を修了した者に限り、修了証明書を交付するものとする。
- 2 講習の受講者が、やむを得ない事情等により、講習の一部を受講しなかった場合であつて、1年以内に、同一の事業者が行う講習を受講した場合においては、当該受講内容を確認のうえ、告示に規定する講習の内容を満たしていると認めた場合は、福祉用具専門相談員指定講習の課程を修了したものと差し支えないものとする。

(名簿の管理)

- 第9条 政令第4条第2項第2号イに規定する名簿は、福祉用具専門相談員指定講習修了者名簿届出書(様式第6号)によるものとする。
- 2 事業者は、講習の修了者の名簿を永久保存するものとする。

(指示)

- 第10条 知事は、本事業の実施のため必要があると認めるときは、事業者に対し、講習の状況に関し必要な報告を求め、又は現地検査をし、若しくは改善を求めることができる。

(指定の取消し)

- 第11条 知事は、指定講習事業者が次のいずれかに該当するとき、指定講習事業者の指定を取り消すことができる。
- (1) 第2条の指定要件を満たすことができなくなったとき。
 - (2) 不正の手段により第4条の指定を受けたとき。
 - (3) 虚偽の書類を知事に提出したとき。
 - (4) 講習の課程を修了していない者に対して、講習を修了した旨の証明書を交付したとき。
 - (5) 知事の指示に従わなかったとき。

(指定等の公表)

- 第12条 知事は、事業者の指定を行った場合、及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、事業者の指定に関し、必要な事項は別に定める。

別紙1（第4条関係）

事業者の指定に関する要件

1 事業者に関する要件

- (1) 事業を適切かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有する者であること。
- (2) 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。

2 事業内容に関する要件

- (1) 講習に関しては以下の要件のすべてを満たしていること。
 - ア 講習が、年1回以上、通知別紙1に定める講習課程に従って開催されること。
 - イ 修了評価については、通知別紙1「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を一時間程度の筆記試験により評価すること。
- (2) 講師に関しては以下の要件のすべてを満たしていること。
 - ア 通知別紙2「講師の要件」を満たす適切な人材が確保されていること。
 - イ 一の講習について3名以上の講師で担当すること。
 - ウ 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること。
 - エ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。
- (3) 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。
 - ア 開講目的
 - イ 講習の名称
 - ウ 事業所の所在地
 - エ 講習期間
 - オ 講習課程
 - カ 講師氏名
 - キ 修了評価の実施方法
 - ク 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
 - ケ 年間の開講時期
 - コ 受講手続き
 - サ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額
- (4) 受講対象者の募集について、指定後講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない。また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。
- (5) 講習を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。
 - ア 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第194条に定める一定の有資格者については、本講習会を受講しなくても福祉用具専門相

附 則

- 1 この要綱は平成 19 年 3 月 27 日から施行する。
- 2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 154 号）附則第 18 条第 1 項に基づき指定を受けたものとみなされた事業者の指定の有効期間は、厚生労働大臣が指定した有効期間とする。
- 3 この要綱は平成 23 年 3 月 3 日から施行する。
- 4 この要綱は平成 26 年 12 月 22 日から施行する。
- 5 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。